





新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策【令和4年2月17日時点】

テーマ	支援の概要			問い合わせ先
思い切った事業の再構築	事業再構築補助金	内 容	新分野展開や業態転換等の事業再構築の取組みに対する補助	事業再構築補助金事務局 コールセンター TEL:0570-012-088 (申請は電子申請のみ) ※ 電子申請の操作方法に関するサポートセンターはこちら。 ↓ TEL:050-8881-6942
		補助率等	(通常枠等) 対象経費の 2/3以内 (上限 1 億円) ※中堅企業等は 1/2補助 (緊急事態宣言特別枠・最低賃金枠) 対象経費の 3/4以内 (上限 1,500万円) ※中堅企業等は 2/3補助	
		支援期間	交付決定日から12又は14か月	
		受付期間	〔第5回〕R4. 1. 20～R4. 3. 24公募 (申請期間: R4. 2月中旬に開始予定)	
新たなビジネスモデルの展開	小規模事業者持続化補助金 (低感染リスク型ビジネス枠)	内 容	小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させる前向きな投資への補助	持続化補助金 低感染リスク型 コールセンター TEL:03-6731-9325 (申請は電子申請のみ)
		補助率等	補助対象経費の 3/4以内(上限:100万円)	
		支援期間	交付決定日～(期限は以下のとおり) 〔 期 限: 第1回採択分: R4. 2. 28、第2回採択分: R4. 4. 30、第3回採択分: R4. 6. 30 第4回採択分: R4. 8. 31、第5回採択分: R4. 10. 31、第6回採択分: R4. 12. 31 〕	
		受付期間	R3. 4. 16～(6回に分割実施) (締切日: 第1～5回: 募集終了、第6回: R4. 3. 9)	
コロナの影響を受けた事業の継続・回復	事業復活支援金	内 容	新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、事業規模に応じて給付金を支給 (要件) 以下の2つを満たす中小法人・個人事業者が対象 ○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者 ○2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上が、 2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して 50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者	事業復活支援金事務局 相談窓口 TEL:0120-789-140
		補助率等	(給付額) 基準期間の売上高－対象月の売上高×5か月分 (中小法人等: 上限250万円、個人事業者等: 上限50万円) (基準期間) 2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)	
		受付期間	(事前確認) R4. 1. 18～R4. 4. 15 (通常申請) R4. 1. 31～R4. 5. 31	

新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策【令和4年2月17日時点】

テーマ	支援の概要			問い合わせ先
感染拡大防止に向けた協力 	えひめ版応援金 (第3弾)	内 容	時短要請期間や感染対策期間等の影響を受け、売上が大きく減少している事業者に対して応援金を給付 (要件) ○R3.10～12月のうち、任意の月の売上がR元年又はR2年同月比で30%以上減少又は任意の連続2か月の売上がR元年又はR2年同期比で15%以上減少していること ○比較対象期間を含む年間売上が、中小企業者120万円以上、個人事業主60万円以上であること ○応援金を感染対策や事業活動の維持・継続に資する取組みに活用すること ○事業を継続する意思があること ※R3.8～9月の営業時間短縮要請の対象となった松山市内の飲食店及び国の月次支援金、事業復活支援金等の受給者などは対象外	えひめ版応援金 (第3弾) コールセンター TEL : 089-909-9294
		補助率等	(給付額) ○中小企業者等 : 10万円、個人事業主 : 5万円	
		受付期間	R3.12.14～R4.2.28	
	えひめ版応援金 (第4弾)	内 容	R4年1～3月に売上が減少した中小事業者等に対して応援金を給付 (要件) ○R4.1～3月のうち、任意の月の売上がH31～R3年の任意の年の同月比で30%以上減少又は任意の連続2か月の売上がH31～R3年の任意の年の同期比で15%以上減少していること ※1 飲食店も支給対象 ※2 第3弾までの受給者も要件を満たせば受給可 ※3 売上に時短協力金等は含まない。 ○国の事業復活支援金を受給した事業者は対象外 ○応援金を感染防止対策等に活用すること(アクリル板やCO2センサー等の感染対策資材の設置など) (その他) 希望する場合は早期支給を実施(応援金の1/2)	調 整 中
		補助率等	(給付額) ○中小企業者等 : 20万円、個人事業主 : 10万円	
		受付期間	調 整 中	

新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策【令和4年2月17日時点】

テーマ	支援の概要			問い合わせ先
感染拡大防止に向けた協力 	テレワーク推進協力金	内 容	情報通信技術を活用し、時間や場所を限定しない働き方であって、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するテレワークを一層推進するため、感染拡大防止対策を徹底し、県民限定割引のテレワークプランを設定・提供する認定事業者に対し協力金を支給する。 【テレワークプランの利用方法】 ※ 県ホームページで掲示している「テレワークプラン提供施設」に個別申込 【テレワークプランの利用期間】 ※ R4. 1. 28～R4. 2. 28	愛媛県 経済労働部 企業立地課 TEL:089-912-2260
		補助率等	テレワーク推進計画の認定を受けた認定事業者の計画認定期間における提供実績を確認後、テレワークプラン設定協力金、テレワーク利用支援協力金を支給 (テレワークプラン設定協力金) ○ 1事業者30,000円(但しテレワークの利用実績があった場合のみ、1施設につき1回限り) (テレワーク利用支援協力金) ○ 1人1日1室500円(税抜)以上の利用ごとに上限3,000円(上限は、通常料金からの割引額)	
受付期間		テレワーク推進計画の認定は、R4. 2. 25まで		
感染リスクの低減 	オミクロン株対応分散対策強化協力金	内 容	強い感染力をもつオミクロン株に対応するため、感染力の強さを踏まえた分散対策を強化する取組みを行った事業者に対して協力金を支給 (対象者) 県内に事業所を有する中小企業者のうち、対面営業を主とする業種を営む者であって、令和4年1月の売上が対前年同月比5%以上減少したもの。(飲食店を除く) ただし、売場面積が1,000㎡超の大規模店舗、全国チェーンの直営店舗等は除く。	オミクロン株対応 分散対策強化協力金 コールセンター TEL:089-909-5669
		補助率等	新たに人数制限や客のピーク時をずらすなど3密対策の強化につながる取組みを、令和4年1月12日以降に実施した事業者に対して、5万円を協力金として支給。 ※ 協力金の支給を受けた事業者は、分散対策強化実施者である旨のポスターを掲示。	
		受付期間	R4. 2. 1～R4. 2. 28	
感染リスクの低減 	愛顔の安心飲食店認証事業	内 容	県民等が安心して利用できる飲食店を県が認証するとともに、認証店を積極的にPR。また、認証店の感染対策を利用者が評価し、県は必要に応じて指導・助言を行う。 (対 象) 県内に所在する飲食店(食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋等) (認証基準) ・業界団体策定のガイドラインを遵守 ・県作成のチェックリスク全項目について適切な対策を実施 (そ の 他) ・認証店が感染対策マネジメントリーダー(要認定)を設置した場合、感染対策に取り組むための経費として5万円/店舗を支給(1回限り)	愛顔の安心飲食店 認証制度事務局 TEL:089-945-3280
		認証期間	1年間	
		受付期間	(愛顔の安心飲食店認証事業) R3. 5. 27～ (感染対策マネジメントリーダー) R3. 7. 9～	

新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策【令和4年2月17日時点】

テーマ	支援の概要			問い合わせ先
感染リスクの低減	愛顔の安心飲食店感染対策強化促進事業 愛顔の安心飲食店緊急拡大事業	内 容	県民等が安心して利用できるよう、感染対策の強化と愛顔の安心飲食店の認証数を加速させるため、感染対策の強化・促進に必要な経費を奨励金として支給 (感染対策促進奨励金) (対 象) R4. 2. 14までに愛顔の安心飲食店の認証申請を行った飲食店 (R4. 3. 14までに認証を取得すること) (支給要件) アクリル板や消毒液などの感染対策の基本となる消耗品に加え、換気効率の高い空気清浄機の導入など感染対策強化に活用すること (支 給 額) 150千円(定額) (そ の 他) ・感染対策マネジメントリーダー(要認定)を設置した場合、感染対策に取り組むための経費として、5万円/店舗を別途支給(1回限り)(再掲) ・既に愛顔の安心飲食店の認証を受けている飲食店を対象とした「感染対策強化奨励金」は終了	愛顔の安心飲食店 認証制度事務局 TEL:089-945-3280
		受付期間	R4. 3. 18まで ※ 対象は、R4. 2. 14までに認証の申請を行い、R4. 3. 14までに認証を取得する飲食店	
業務継続体制の確保	簡易版BCP緊急策定支援事業	内 容	オミクロン株の急拡大を踏まえ、特に県民の日常生活の維持に必要な中小企業者における簡易版BCP(初動対応を中心に定めたBCP)等の策定を緊急的に支援する。 (対 象) 県内の中小企業者等(インフラ、物流・運送、小売、卸売等) 40社程度 (支援内容) 損害保険会社による事業者の簡易版BCP策定の導入支援(講座の開催、フォローアップ)	愛媛県 経済労働部 産業政策課 TEL:089-912-2460
		受付期間	R4年2月中旬～(予定)	
コロナで離職・休業した人への支援	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	内 容	新型コロナウイルス感染症の影響で休業させられたものの、休業手当を受けることができなかった労働者を対象に、平均賃金の60～80%を給付(上限1日当たり11,000円)	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL:0120-221-276
		申請期限	休業期間がR3. 10～11 …R4. 2. 28 休業期間がR3. 12 …R4. 3. 31	
	トライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症トライアルコース)	内 容	新型コロナウイルス感染症の影響で離職した者をトライアル雇用により雇い入れる事業主に対して、雇う者1人当たり月最大4万円(短時間労働の場合は2.5万円)を最長3か月助成	愛媛労働局助成金センター TEL:089-987-6370
		受付期間	トライアル雇用終了日の翌日から起算して2か月以内	

新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策【令和4年2月17日時点】

テーマ	支援の概要			問い合わせ先
コロナで離職・休業した人への支援	離職者等正規雇用移行緊急支援事業	内 容	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、離職者等の早期の再就職と職場定着を支援する。（国のトライアル雇用助成金を活用して試行雇用した労働者を正規雇用した事業主に対して、正規雇用奨励金と研修経費等助成金を支給）	愛媛県 経済労働部 産業人材課 TEL:089-912-2505
		補助率等	支給額：正規雇用1人につき最大 450千円 ・正規雇用奨励金… 300千円/人【100千円×3月(最大)】 最大3ヶ月、企業が支払った賃金等の額（上限100千円）を支給（1事業主当たり3人まで） ・研修経費等助成… 150千円/人(上限) 対象経費の1/2	
		申請期間	R3.10.13～R4.3.10 ※ 予算の上限に達した時点で受付終了	
コロナ禍における人材の確保への支援	中小企業人材マッチング緊急支援事業	内 容	コロナ禍における県内中小企業の人材確保を支援するため、ホームページ等による非接触型の求職活動への転換を進めるとともに、県内外のコロナ離職者やUターン就業希望者、新規学卒等の未内定者に情報を発信する。 （支援内容） 愛媛の求人・移住総合支援サイト「あのこの愛媛」内に求人情報や職業相談窓口等の情報がワンストップで閲覧できる「特設支援ページ」を開設	愛媛県 経済労働部 産業人材課 TEL:089-912-2509
		内 容	県内の事業所において外国人材を雇用する中小企業等が負担する入国時待機（最大14日間）に係る経費を補助する。	
		補助率等	対象経費の1/2以内を補助 ・宿泊費用…外国人材1人当たり75千円 ・移動費用…1補助対象事業者1回当たり15千円	
申請期間	R3.11.15～R4.3.4	愛媛県中小企業団体中央会 TEL:089-955-7150		
従業員の雇用維持・両立支援	雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）		内 容	新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持のために実施した一時的な雇用調整（休業、教育訓練又は出向）に係る経費助成 助成率：中小企業：対象経費の4/5～10/10、大企業：対象経費の2/3～10/10
		受付期間	原則、判定基礎期間（賃金締切期間等）終了後2か月以内	
	産業雇用安定助成金	内 容	労働者の雇用を維持するために行う在籍型出向に要する経費助成（出向元と出向先双方） （運営経費） 中小企業：4/5又は9/10 中小企業以外：2/3又は3/4 ※ 上限額（出向元・出向先の合計）12,000円/日 （初期費用） 1人当たり10万円又は15万円（出向元・出向先双方） ※ 要件を満たすことで上乘せ・加算	雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL:0120-60-3999 愛媛労働局助成金センター TEL:089-987-6370
受付期間		支給対象期の末日の翌日から2か月以内		

新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策【令和4年2月17日時点】

テーマ	支援の概要			問い合わせ先
従業員の雇用維持・両立支援	愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金	内 容	新型コロナウイルス感染症の影響による休業により、愛媛労働局長から「雇用調整助成金等」の支給決定（R3. 3. 6以降）を受けた事業主に対して、その支給率に応じて休業手当総額の1/10以内の額を上乗せ助成（上限：1事業所当たり年 100万円） ①国の支給率 2/3 → 国支給決定額の3/20を助成 ②国の支給率 3/4 → 国支給決定額の2/15を助成 ③国の支給率 4/5 → 国支給決定額の1/ 8を助成 ④国の支給率 9/10 → 国支給決定額の1/18を助成 等	《雇用調整助成金等》 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL:0120-60-3999 愛媛労働局助成金センター TEL:089-987-6370
		受付期間	愛媛労働局長の支給決定を受けた日～R4. 3. 10まで（R4. 2. 28までに支給決定を受けたもの）	《雇用調整助成金支給決定後》 愛媛県 経済労働部 産業人材課 TEL:089-912-2505
	両立支援助成金介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）	内 容	新型コロナウイルス感染症対応のため、家族を介護する必要がある労働者に有給休暇を取得させた事業主に対して、1人当たり20又は35万円（有給取得日数による）を助成（上限：5人） ※1 制度の規定化及び社内での周知、当該休暇を合計5日以上取得させることが必要。 ※2 対象期間はR3. 4. 1～R4. 3. 31	愛媛労働局 雇用環境・均等室 TEL:089-935-5222
		申請期限	介護のための有給休暇（新型コロナウイルス感染症対応）の取得日数が5～10日 → 当該休暇の取得日数が合計5日を経過する翌日から2か月以内 介護のための有給休暇（新型コロナウイルス感染症対応）の取得日数が10日以上 → 当該休暇の取得日数が合計10日を経過する翌日から2か月以内	
	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	内 容	新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校など（保育所を含む）に通う子ども、新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して助成 ※1 対象労働者1名につき、対象労働者の日額換算賃金額（上限あり）×有給休暇の日数 ※2 対象期間はR3. 8. 1～R4. 3. 31	雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター TEL:0120-60-3999
		申請期間	特別有給休暇の取得日（R3. 11. 1～12. 31）…R4. 2. 28 特別有給休暇の取得日（R4. 1. 1～ 3. 31）…R4. 5. 31	
	両立支援助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）	内 容	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給休暇制度を設けた事業主に対して、1人当たり28.5万円を助成（上限：5人） ※1 制度の規定化及び社内での周知、当該休暇の取得が合計20日以上であることが必要。 ※2 対象期間はR2. 5. 7～R4. 1. 31	愛媛労働局 雇用環境・均等室 TEL:089-935-5222
		申請期間	対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計20日に達した日の翌日～R4. 2. 28 ※ 事業場単位ごとの申請	

新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策【令和4年2月17日時点】

テーマ	支援の概要			問い合わせ先
従業員の雇用維持・両立支援	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金	内 容	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給休暇制度を設けた事業主に15万円を助成（1事業場につき1回限り） ※1 制度の規定化及び社内での周知、当該休暇の取得が合計5日以上であることが必要。 ※2 対象期間はR3. 4. 1～R4. 1. 31	愛媛労働局 雇用環境・均等室 TEL:089-935-5222
		申請期間	対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計5日に達した日の翌日～R4. 2. 28 ※ 事業場単位ごとの申請	
資金繰りの支援	新事業創出金融支援事業	内 容	創業者及び事業承継者が、県の融資制度「新事業創出支援資金」を借り入れる際の保証料補助 ※ 創業については、信用保証協会の利用残高がない方に限る	愛媛県 経済労働部 経営支援課 TEL:089-912-2480 FAX:089-912-2479
		限 度 額	新事業 3,500万円 事業承継（運転5,000万円・設備1億円）	
		融資期間	運転資金：7年以内（うち据置期間1年以内） 設備資金：10年以内（うち据置期間1年以内）	
		保証料率	新事業…0.80%、事業承継…0.16～1.72%	
	県制度融資「緊急経済対策特別支援資金」	内 容	県内に事業所を有し、保証協会の定める保証対象業種を営む中小企業者及び組合の運転資金及び借換資金に対する融資支援	愛媛県 経済労働部 経営支援課 TEL:089-912-2480 FAX:089-912-2479
		限 度 額	運転資金（企業5,000万円・組合1億円） 借換資金（企業8,000万円・組合1.6億円）	
		融資期間	運転資金：7年以内（うち据置期間1年以内） 借換資金：10年以内（うち据置期間1年以内）	
		融資利率	年1.50%	
		保証料率	年0.35～1.72%	
	新型コロナウイルス感染症特別貸付	対 象 者	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している事業者の設備資金及び運転資金に対する融資支援 融資利率：融資後3年目までは基準利率-0.9%（上限：中小企業事業3億円、国民生活事業6,000万円） ※ 中小企業基盤整備機構からの利子補給により、当初3年間は実質無利子	(株)日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル TEL:0120-154-505
限 度 額		（中小企業事業） 6億円 （国民生活事業）8,000万円		
融資期間		設備資金：20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金：15年以内（うち据置期間5年以内）		